

中間財務諸表

中間貸借対照表

(単位 百万円)

		平成22年9月期末 (平成22年9月30日現在)	平成23年9月期末 (平成23年9月30日現在)	
資産の部	現金預け金	46,740	59,488	
	コールローン	83,475	152,632	
	買入金銭債権	17,121	15,451	
	商品有価証券	535	581	
	金銭の信託	4,908	7,790	
	有価証券	1,385,505	1,412,249	
	貸出金	2,703,960	2,716,484	
	外国為替	4,092	4,353	
	その他資産	24,460	16,079	
	有形固定資産	57,886	57,576	
	無形固定資産	3,700	2,213	
	繰延税金資産	—	5,769	
	支払承諾見返	29,045	25,933	
	貸倒引当金	△ 33,745	△ 36,076	
	投資損失引当金	△ 641	△ 148	
	資産の部合計	4,327,046	4,440,377	
	負債の部	預金	3,834,712	3,931,148
		譲渡性預金	117,896	118,797
コールマネー		132	—	
借入金		40,600	66,160	
外国為替		60	53	
社債		20,000	20,000	
その他負債		29,485	26,866	
未払法人税等		2,768	2,909	
その他の負債		26,717	23,957	
退職給付引当金		11,975	13,200	
役員退職慰労引当金		256	242	
睡眠預金払戻損失引当金		769	721	
偶発損失引当金		434	317	
繰延税金負債		564	—	
再評価に係る繰延税金負債		10,475	10,404	
支払承諾		29,045	25,933	
負債の部合計		4,096,410	4,213,847	
純資産の部		資本金	33,076	33,076
	資本剰余金	23,949	23,949	
	資本準備金	23,942	23,942	
	その他資本剰余金	7	7	
	利益剰余金	122,972	128,311	
	利益準備金	9,134	9,134	
	その他利益剰余金	113,837	119,177	
	固定資産圧縮積立金	307	307	
	別途積立金	110,693	112,693	
	繰越利益剰余金	2,836	6,175	
	自己株式	△ 924	△ 938	
	株主資本合計	179,075	184,400	
	その他有価証券評価差額金	41,913	32,130	
	繰延ヘッジ損益	0	0	
	土地再評価差額金	9,647	9,999	
	評価・換算差額等合計	51,561	42,130	
	純資産の部合計	230,636	226,530	
	負債及び純資産の部合計	4,327,046	4,440,377	

中間損益計算書

(単位 百万円)

	平成22年9月期 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)	平成23年9月期 (平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)
経常収益	41,508	41,138
資金運用収益	32,359	31,236
(うち貸出金利息)	(24,301)	(23,274)
(うち有価証券利息配当金)	(7,726)	(7,716)
役務取引等収益	5,161	5,370
その他業務収益	2,977	2,315
その他経常収益	1,010	2,215
経常費用	38,008	33,632
資金調達費用	4,362	3,231
(うち預金利息)	(3,475)	(2,372)
役務取引等費用	2,053	2,114
その他業務費用	159	690
営業経費	23,693	23,359
その他経常費用	7,738	4,235
経常利益	3,499	7,505
特別利益	483	—
固定資産処分益	0	—
償却債権取立益	482	—
特別損失	1,262	249
固定資産処分損	56	61
減損損失	1,192	188
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	13	—
税引前中間純利益	2,720	7,255
法人税、住民税及び事業税	2,717	2,726
法人税等調整額	△ 1,304	△ 206
法人税等合計	1,413	2,519
中間純利益	1,306	4,736

中間株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
当期首残高	33,076	33,076
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	33,076	33,076
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	23,942	23,942
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	23,942	23,942
その他資本剰余金		
当期首残高	7	7
当中間期変動額		
自己株式の処分	△ 0	△ 0
当中間期変動額合計	△ 0	△ 0
当中間期末残高	7	7
資本剰余金合計		
当期首残高	23,950	23,949
当中間期変動額		
自己株式の処分	△ 0	△ 0
当中間期変動額合計	△ 0	△ 0
当中間期末残高	23,949	23,949
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	9,134	9,134
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	9,134	9,134
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	307	307
当中間期変動額	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	307	307
別途積立金		
当期首残高	109,893	110,693
当中間期変動額		
別途積立金の積立	800	2,000
当中間期変動額合計	800	2,000
当中間期末残高	110,693	112,693
繰越利益剰余金		
当期首残高	2,409	4,231
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 791	△ 791
別途積立金の積立	△ 800	△ 2,000
中間純利益	1,306	4,736
土地再評価差額金の取崩	712	—
当中間期変動額合計	427	1,944
当中間期末残高	2,836	6,175
利益剰余金合計		
当期首残高	121,745	124,367
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 791	△ 791
別途積立金の積立	—	—
中間純利益	1,306	4,736
土地再評価差額金の取崩	712	—
当中間期変動額合計	1,227	3,944
当中間期末残高	122,972	128,311

中間株主資本等変動計算書

(単位 百万円)

	平成22年度中間期 (平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)	平成23年度中間期 (平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)
自己株式		
当期首残高	△ 916	△ 934
当中間期変動額		
自己株式の取得	△ 7	△ 3
自己株式の処分	0	0
当中間期変動額合計	△ 7	△ 3
当中間期末残高	△ 924	△ 938
株主資本合計		
当期首残高	177,855	180,459
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 791	△ 791
中間純利益	1,306	4,736
自己株式の取得	△ 7	△ 3
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	712	—
当中間期変動額合計	1,219	3,940
当中間期末残高	179,075	184,400
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	44,536	40,658
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 2,623	△ 8,528
当中間期変動額合計	△ 2,623	△ 8,528
当中間期末残高	41,913	32,130
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	△ 0	0
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	0	0
当中間期変動額合計	0	0
当中間期末残高	0	0
土地再評価差額金		
当期首残高	10,359	9,999
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 712	—
当中間期変動額合計	△ 712	—
当中間期末残高	9,647	9,999
評価・換算差額等合計		
当期首残高	54,895	50,658
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 3,334	△ 8,528
当中間期変動額合計	△ 3,334	△ 8,528
当中間期末残高	51,561	42,130
純資産合計		
当期首残高	232,751	231,118
当中間期変動額		
剰余金の配当	△ 791	△ 791
中間純利益	1,306	4,736
自己株式の取得	△ 7	△ 3
自己株式の処分	0	0
土地再評価差額金の取崩	712	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△ 3,334	△ 8,528
当中間期変動額合計	△ 2,114	△ 4,587
当中間期末残高	230,636	226,530

平成22年度中間期及び平成23年度中間期の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

●重要な会計方針

[平成23年9月期]

- 1.商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 2.有価証券の評価基準及び評価方法
(1)有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (2)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3)「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。
- 3.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4.固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産(リース資産を除く)
有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年～50年
その他 3年～20年
- (2)無形固定資産(リース資産を除く)
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- (3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 5.引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,054百万円であります。
- (2)投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、出資先等の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- (3)退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務
その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から損益処理
- (4)役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
- (5)睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- (6)偶発損失引当金
偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事実以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。
- 6.外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 7.リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 8.ヘッジ会計の方法
為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを軽減する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日を確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。
- 9.消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

●追加情報

[平成23年9月期]

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。
なお、上記会計基準、適用指針及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「投資損失引当金戻入益」、「偶発損失引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しており、前中間会計期間については適及処理を行っておりません。

●注記事項

[平成23年9月期]

(中間貸借対照表関係)

- 関係会社の株式(及び出資額)総額 1,906百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,275百万円、延滞債権額は57,688百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は818百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,226百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は73,008百万円であります。
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15,980百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 140,804百万円
担保資産に対応する債務
預金 14,793百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券75,748百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち保証金は815百万円であります。
なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、758,298百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が735,967百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されず終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参照する等合理的な調整を行って算出。
- 有形固定資産の減価償却累計額 44,213百万円
- 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,600百万円が含まれております。
- 社債は、劣後特約付社債であります。
- 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当社の保証債務の額は7,170百万円であります。

(中間損益計算書関係)

- その他経常収益には、償却債権取立益938百万円及び投資損失引当金戻入益493百万円を含んでおります。
- 減価償却実施額は下記のとおりであります。
有形固定資産/1,116百万円 無形固定資産/752百万円
- その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,829百万円、貸出金償却853百万円及び株式等償却127百万円を含んでおります。
- 当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。
(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)
滋賀県外
主な用途/営業用資産2カ所 種類/土地・建物・動産 減損損失額/188百万円
上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。
(資産グループの概要及びグルーピングの方法)
(イ)資産グループの概要
①遊休資産 店舗・宅跡地等
②営業用資産 営業の用に供する資産
③共用資産 銀行全体に関連する資産(本部、事務センター、寮社宅等)
(ロ)グルーピングの方法
①遊休資産 各々が独立した資産としてグルーピング
②営業用資産 原則、営業店単位
ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
③共用資産 銀行全体を一体としてグルーピング
(回収可能価額)
当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項	(単位:千株)			
	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
自己株式				
普通株式	1,517	8	0	1,524 (注)
合計	1,517	8	0	1,524

(注)当中間会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間会計期間中の減少は単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

1.ファイナンス・リース取引

(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産 拠点間ネットワークシステム、電話交換機システムであります。

(イ)無形固定資産 該当ありません。

②リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針[4.固定資産の減価償却の方法]に記載のとおりであります。

(2)通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	当中間会計期間末残高相当額
有形固定資産	194	166	—	27
無形固定資産	—	—	—	—
合計	194	166	—	27

(注)取得価額相当額は、未経過リース料当中間会計期間末残高が有形固定資産の当中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

②未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

1年内 23百万円

1年超 3百万円

合計 27百万円

(注)未経過リース料当中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料当中間会計期間末残高が有形固定資産の当中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

③リース資産減損勘定当中間会計期間末残高

リース資産減損勘定当中間会計期間末残高 一百万円

④支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料 17百万円

リース資産減損勘定の取崩額 一百万円

減価償却費相当額 17百万円

減損損失 一百万円

⑤減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内 3百万円

1年超 4百万円

合計 8百万円